

居住支援協議会における意見等について

1 居住支援協議会の開催（構成団体：別添のとおり）

- ・日時：平成 30 年 6 月 13 日 午後 1 時 30 分～3 時
- ・主な議題：新たな住宅セーフティネット制度概要の説明
住宅確保要配慮者の入居需要調査について
居住支援活動の事例紹介と意見交換 等

2 居住支援協議会の意見交換で見えてきた課題

実際に居住支援活動を行っている団体から事例紹介してもらい、賃貸住宅の供給側の関連団体と意見交換等を行った。

(1) 主な意見

【需要側】

- ・障がい者の入居先の確保が困難。
- ・就労支援や生活保護等の収入を確保するためのフォローが必要。
- ・現在実施している保証・生活支援事業を活用してもらいたい。

【供給側】

- ・高齢者及び低所得者等の入居については、賃貸オーナー側もあまり抵抗感を感じていない。
- ・入居後の生活支援を賃貸オーナーが負うことに不安を感じている。(特に障がい者の生活支援)

(2) 課題

- ・入居支援を行っている行政や支援団体と要配慮者を受入れている賃貸住宅オーナーとの、入居後の生活支援についての役割分担が不明確。
- ・具体的な支援の現場で入居後の要配慮者への確実な生活支援を行う者と、それに協力する賃貸住宅オーナーとの関係作りが必要。

3 今後の方向性（案）

「新たな住宅セーフティネット制度」では賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援、登録住宅入居者への家賃債務保証を行う法人を、都道府県が居住支援法人として指定することができることとされている。

この居住支援法人の指定を進め、同法人の具体的な支援活動から、住宅確保要配慮者の居住確保について更なる課題を把握し、今後の支援活動の在り方を、居住支援協議会を通じて検討していく。

